

# 平成 17 年度第 11 回大磯町教育委員会定例会会議録

- 1 . 日 時 平成 18 年 2 月 22 日 ( 水 )  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 27 分
- 2 . 場 所 大磯町立図書館 2 階大会議室
- 3 . 出席者 澤 愛 子 委員長  
原 田 義 彦 委員長職務代理者  
渡 邊 修 司 教育長  
鈴 木 一 男 教育次長  
熊 澤 久 学校教育課長  
瀬 川 健 生涯学習課長兼郷土資料館長  
加 藤 幹 雄 参事兼図書館長  
内 谷 啓 子 学校教育課主幹兼幼稚園長  
池 田 伊三郎 学校教育課指導主事  
福 島 伸 芳 学校教育課副主幹
- 4 . 傍聴者 1 名

## ( 開 会 )

出席委員が 3 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

## ( 前回会議録等の承認 )

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

## 議案第 16 号 大磯町立幼稚園における休業日の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立幼稚園における休業日の変更について補足説明をさせていただきます。大磯町立幼稚園における休業日の変更について補足説明させていただきます。

説明資料 1 ページをご覧ください。変更する理由でございますが、1 ページにありますように、休業日を弾力的に運用することによって、教育的配慮に基づく教育課程の編成ができる理由により、大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則第 7 条第 2 項の規定により、教育委員会の承認を求める

ものでございます。具体的には、2ページから5ページをご覧くださいますと各幼稚園からの休業日の変更についての申請の写しがございます。

また、6ページには大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の抜粋がございまして、これについて説明させていただきます。第1条から第6条までを、省略させていただきます。休業日の規定でございますが、第7条として幼稚園の休業日は、次のとおりといたします。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日、2. 日曜日及び土曜日、3. 開園記念日、開園記念日が前2号のいずれかの休業日にあたる時は、その休業日の翌日、4. 学年始休業4月1日から同月6日まで、5. 夏季休業7月21日から8月31日まで、6. 冬季休業12月25日から翌年1月7日まで、7. 学年末休業3月21日から同月31日まで、第2項として、前項第4号から第7号までの定める期間により難い特別の事情があるときは、幼稚園の園長は、大磯町教育委員会の承認を受けて、これらの期間を変更することができる。第8条から第20条までは省略します。

それでは、変更を承認していただきたい休業日について説明をさせていただきます。はじめに、2ページの大磯幼稚園でございますが、1. 休業日の、7. 学年末休業のところ、規則ですと、3月21日から同月31日までとなっておりますが、変更させていただきたい期間は3月19日から同月31日までとするものでございます。これは、平成18年度の小学校の卒業式が3月20日と予想されるため、卒園式と卒業式が重なるのを避けるため及び大磯幼稚園の園長が小磯幼稚園の園長を兼任しているため、幼稚園の卒園式を3月16日、または3月19日に設定するものでございます。ちなみに、カレンダーの関係で、平成18年度は3月17日が土曜日、18日が日曜日になります。したがって、平成18年度は、大磯幼稚園の卒園式を3月16日、小磯幼稚園の卒園式を19日に設定することから、休業日の変更を届け出るものでございます。

続きまして、3ページの小磯幼稚園の場合です。1. 休業日の、4. 学年始休業のところ、規則上は、4月1日から同月6日までとなっておりますが、先ほど申し上げましたように、園長が2園を兼務している関係で、大磯幼稚園の入園式を4月7日にいたしますと小磯幼稚園は4月10日に入園式となり、休業日を4月1日から同月7日に変更するよう届け出るものでございます。ちなみに、カレンダーでは、4月8日が土曜日、9日が日曜日になります。また、7の学年末休業につきましても、小磯幼稚園の卒園式を3月19日に設定することから、休業日を3月20日から同月31日までに変更するよう届け出るものでございます。

4ページ、5ページの国府幼稚園、月京幼稚園の場合も同様の内容でございます。

いずれにいたしましても、文部科学省告示の幼稚園教育要領総則にあります教育課程の編成に係る毎学年の教育週日数を下ってはならないことにつきまして、各園とも問題ございません。以上、よろしく願いいたします。

( 質疑応答 )

原田委員) 学年始休業につきましては、小磯、国府幼稚園は4月7日まで、それ以外については6日までで、変更がないということで、ここには記載されていないということによろしいですか。

学校教育課長) はい、そうです。

原田委員) 変更がある部分につきましては、昨年度も同じようなことがありましたが、規則により変更しようとする場合、長くなるというか、休みが長くなっても短くなるということとはなかったように感じますが、短くなるということもあり得るのでしょうか。今回、昨年ともに休園は長くなっていくのですか。短くなるということは、曜日、その他によってはあり得るというように解釈してよろしいですか。

内谷主幹) 過去に休園が短くなることはありませんでした。

学校教育課長) 可能だと思います。変更の届出をして、教育委員会が承認すればできると思います。規則により短くするとか長くすることができます。

原田委員) 規則により変更する場合、どちらもあり得ると理解してよろしいですか。

教育長) いいと思います。あくまでも教育委員会の判断です。

原田委員) 休業を曜日の関係等で変更しなければならないときは、休業日が長くなるということではありませんね。

教育長) 柔軟に教育委員会が最終的に承認を与えるということですよ。

原田委員) 保護者の方からすれば、休業日が長くなるよりは、短くなったほうが喜ばれるようなことだと思いました。

教育長) このような変則的なことを行う背景は、4園で園長が2人しかいないことにあります。ですから同じ日に9時と11時にやるとかということも考えられますが、大磯と小磯、あるいは国府と月京で園長が兼ねていますので、特に卒園式の場合には、そのあとに保護者との間でいろいろと話し合いがあります。ですから同日に開催して時間差でやることも考えないわけでもありませんが、やはりいろいろな面で別々にやったほうがいいという判断で、このようにずらすという形で対応させていただいています。

委員長) 毎年のカレンダーと週5日制、春分の日等の関係で調整をするので、結果的には、毎年、委員会で承認をするという形になっています。特に保護者からクレームがあるわけではありませんね。事前に1年前から言ってあれば問題はないのですか。

内谷主幹) 日程的には、各園で教育日数が変わりませんので、そのように保護者も承認くださっていると認識しております。

委員長) その他、園長からおっしゃることはありますか。

内谷主幹) 小学校の卒業式との調整もこの中に含まれていますが、保護者が小学校に参加する方もあるわけで、職員も参加したりとか小学校との連携を踏まえて、日程調整が必要となってくるということもあるかと思えます。

委員長) それでは、議案第16号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございます。それでは、議案第16号については原案どおり承認いたします。

### 議案第17号 平成17年度児童生徒文化・スポーツ優秀者(団体)表彰の被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第17号、平成17年度児童生徒文化・スポーツ優秀者(団体)表彰の被表彰者の決定について、補足説明をさせていただきます。

説明資料3ページをお開き下さい。児童生徒文化・スポーツ優秀者(団体)表彰は、文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱に基づいて、昭和57年度から施行されておまして、今年度が24回目となります。今回も、各学校からの内申を受けて、選考委員会が定められた選考基準に基づいて選考したものでございます。資料2ページをご覧ください。今回、選考された被表彰者は、文化優秀者につきましては、小学校5名、中学校6名の計11名でございます。また、スポーツ優秀者につきましては、小学校は該当なし、中学校は、個人が3名、団体が8団体57名で、計60名でございます。このうち、複数の大会と重複しての被表彰者が13名となります。

また、再度の被表彰者につきましては、毎年、特別表彰を実施しておりますが、今年度は、小学校該当なし、中学校はスポーツの部で14名が該当しております。このうち、スポーツの部で個人と団体の部で重複しての被表彰者が1名となっております。

大磯町の小・中学校の児童・生徒にとりまして、この表彰は、少なからぬ意義をもち、また、大きな励みとなっているものと存じます。よろしくご審議のうえ、決定くださるよう、お願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 年ごとに13年度からの5年間を見ますと、文化のほうは最初の2年間より少なくなっているのに対しまして、スポーツのほうは、年々上がっています。特別表彰のほうも少し上がっている。中学の両校とも卓球、ソフトテニス、今年は特に相撲でかなり活躍されまして、結構なことだと思いますが、以前から比べてもスポーツ関係は上がっているのですか。県全体から見てもこのくらいの規模のところはかなり立派なことでしょうか。

学校教育課長) ご覧のとおり数だけ見ても、今ご指摘のとおりスポーツの部は、人数は増えているということがわかると思います。中学校2校の部活動が近年、非常に盛んになっていることと特に団体種目で、卓球の指導者が教員のなかに複数おりますので、非常に手厚くできている。もちろんなかなかどの種目もというわけにはいきませんが、先生方の持っている力によって、相当、子供は影響を受けますので、たまたま子供が卓球がうまかったということよりも指導者によって大きな影響を受けることも現実でございますので、今後、このような状況がしばらく続くことが予想される時期だと思います。

ただ、波がありますので、その都度、いろいろな指導者によって変わってくると思いますが、具体的には、スポーツ関係ではこの規模の中学校として関東、全国に行くということは非常に他と比べても卓越していると言いますか、多いのではないかと考えております。

原田委員) 特別表彰と通常表彰とは、どのような違いがありますか。

学校教育課長) たとえば、中学校で1年、2年、3年でどの学年でも規定に則って表彰を受けるとメダルをもらえます。1年生のときに県大会で勝ち、ベスト4とか関東大会に出場した子供が、2年、3年になってもある程度活躍してくれる。同じメダルをあげてもいけませんので、2度目の方、今回は3度目の方もいますので、1年から3年まで優秀だったということで2回目、3回目は特別表彰として盾を準備いたします。要するに1年生、2年生のときにメダルをもらっている方が次は特別表彰となっています。

原田委員) 便宜的に特別表彰という言葉を使っているわけですか。

学校教育課長) そうです。

委員長) スポーツは、特に卓球など指導の先生の影響があるということはよく理解できました。今、子供たちは、部活動にあまり熱心ではないとか、あるいは特に団体競技に協力するというところに不得手ではないのかということも思っていますが、伺ったようすでは、非常に喜んでやった結果について生徒たちが充実感を持っていると思います。そういうものが学校にひとつふたつあるということは、単にその競技レベルがいいというだけでなく、学校全体に何かいい効果が見えていますか。

学校教育課長) 横浜市は、部活動を教育課程の中で考えていくと言っています。勤務として仕事という位置づけをするという報道がありました。部活動は、やってもやらなくてもいいことになっており、先生方もそういうものですから、やりたくないと言っても何ら校長がやれという権限はありません。これこそボランティア精神と言いますか、子供との関わりのなかで、いろいろな面で子供の持っている能力を引き出し、高めることによって学校の士気を高めるような大きな影響があると私自身思っています。卓球が関東大会へ行くということであっても周りの子供たちも非常に喜んで応援をして、また、自分も別の分野で頑張ろうと。お互いにいい意味のライバル意識、部活に限らず普段の生活にも表れていると思います。両中学校は、非常に落ち着いたなかで、活気のある学校生活を展開している中に部活動も影響を与えているかと思えます。

委員長) 学校教育課長は実態をご存知だと思いますので、効果は「大」だろうと認識いたします。現場では授業以外にも部活動の面倒をみてくださる先生がいけないということも聞きます。そのへんをどう扱うかの難しさがあると思いますが、その効果がかなりのものであるだろうと思います。10代は、やればやるほど能力は、いくらでも出てくる時期です。そのときに指導する先生がいるかいないかでこれほどまで違ってくる実態のなかで、現在のような成果を生かして大磯の学校の特色のひとつとしたいと思いました。実際にどう運用していくかという難しさがあるかと思いますが、この表彰の意味は、各個人だけでなく先生も含めた、また、町の教育全体のことに

も反映してくるものだと理解いたしました。

原田委員) 先ほど委員長が質問されたことですが、文化の表彰が数字だけですが非常に少ないような気がします。これは、昨年だけでなく、やはり毎年そういったような人数、団体数になっています。そのあたりは何か事務局として分析等をされていますか。

池田指導主事) 選考委員会で選考基準を設けておりまして、選考基準は、その年度年度で検討を重ねております。文化の部の選考基準につきましては、平成14年度、各種コンクール大会等の上位入賞者からの総数の累計で2%以内で被表彰者の対象にしようという内規の改正がありました。その関係で平成14年度以降過去5年間を見てわかるとは思います。若干、選考された児童、生徒が減ってきたと判断しております。

原田委員) 今、パソコンとかゲームに取り組む子供たちが増えています。逆に言えば、学校での課外活動よりも家に帰って、そういうことをやってみたりすることで、課外活動がどちらかと言うと従来よりは、下火になっているかと心配しています。

学校教育課長) 資料で個人個人の文化の表彰で、下にパーセントが書いてありますが、実は文化に対してどこまで町で表彰するか。1回は主催の各団体で表彰されています。それを後で表彰するわけですから、1回表彰されているからいいのではないかという考えもありますが、大磯町の名前を県、関東、全国で出してくれたということで褒め称えたいという部分が当然出てくると思います。57年以前は、そういうことは一切なかった。たとえば県のトップへ行ったときに学校の校長、先生が子供たちを町へ連れてきて、町長、教育長に報告していました。また、文化が非常に多く、小学校の合唱は50人、60人いますので、スポーツは8人だけだとか、それほど県のトップへ行って活躍する時代ではありませんでした。今は、どちらかと言うとスポーツのほうが多くなっています。文化の部も多いなかで、何でももらえることだと明確でないということもあって、平成14年度に2%という基準を設けているようですが、これは見直しを考えていくことが当然出てくると思います。今のところは、これで落ち着いているところでございます。

原田委員) ゆとり教育が始まったと思いますが、このあたりを始めた年度と平成13年、平成14年あたりは、近いことはありますか。

池田指導主事) あまり関連性はないと思います。

原田委員) 囲碁とか将棋を土曜日に子供たちに体験していただくような動きがありましたので、直接的には学校の文化の部活にあまり関係のない部分ですから、そういうものもあるのかということでお聞きしました。

教育長) 関連して、今後、もし表彰規定に課題があるとすれば、今指摘された点だと思っています。今は、課外活動、部活動に関する表彰、学校の活動のなかでの表彰、ところがスキーであるとか囲碁であるとか学校の教育活動とは全く別の個人でやっている場合があります。全国大会に大磯の子供が出てくる可能性があります。ですから、そういった子供をどうするかという課題として加えてもいいかも知れません。教育委員会という枠を超えて

しまう部分があり難しいでしょうが考えてもいいと思います。

原田委員) 文化、スポーツを振興していこうという大磯町においては、教育長の言われた方向性も考慮に入れていいと思います。

学校教育課長) 学校を通じてということだけでなく、ある程度は、たとえば全国トップレベルというような賞をもらったときに子供たちの申し出も考慮してございます。たとえば囲碁で優秀な賞を収め、それが学校でないのもためであるという言い方していないと思います。一応は選考し、そのなかで決めていきます。

原田委員) 小学校の低学年の部とか高学年の部とかで、地域大会から全国大会までかなり活発にされているような、特に囲碁、将棋などは、そういう節がありますので、ぜひ考慮していただいて、大磯全体が文化に取り組むという子供たちからお年寄りまでを含めてそのようになればいいと思います。

委員長) それでは、議案第17号についてご異議ありますか。

委員全員承認する。

委員長) それでは、議案第17号については原案どおり承認いたします。

#### 協議事項第1号 平成18年度大磯町教育委員会基本方針(案)について

学校教育課長) 平成18年度大磯町教育委員会基準方針について、補足説明をさせていただきます。

昨年4月の第1回定例会におきまして、平成17年度の基本方針を決めていただきました。そのときにいただきましたご意見の主なものは、1、重点施策と基本方針の関わりで、総論的あるいは理念的なことと重点施策は分けた方がいい。2、文章としてきれいに飾るのではなく本質的なことを表現した方がいい。3、基本的な方針や理念は、1回だけ掲げて必要なときに修正すればいい。4、今年はこのことを重点にやるという具体的な重点施策を出せばいい。5、学校教育と生涯学習は有機的に連携し統一した認識がないといけない。6、重点施策を実行するための予算的な裏付けがなければできない。などのご意見がありました。これらを考慮しながら、平成18年度の内容を次のような視点で検討してまいりました。1、形式を見直しながら、基本方針と重点施策をはっきりとさせる。2、基本方針は、平成17年度の内容を継承する形で必要な修正を行う。3、重点施策は、平成18年度の予算を考えながら検討する。これにより、各担当で詳細に検討し、各課等で調整を行い、教育委員の方々にも検討していただきました。

本日は、この基本方針について協議していただき、議会で予算の承認が行われましたら、3月の教育委員会定例会で付議をしていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(協議、質疑応答)

委員長) ここ数年、私の経験した中でもスタイルがすっきりしてきて、重複しているような文章、学校とそれ以外のところのボリュームの配分や用語などかなり整理されてきています。それで基本方針、目標、重点施策となっていますが、その毎年の重点ということですが、毎年、繰り返しの部分も当然多いし、重点ということでも毎年やる施策が全部並んでいるのが実態ではないかと感じます。多少、細かいところを直したほうがいいと思いますが、基本的なところでは随分整ってきました。

教育長) 前年に比べて抽象的な表現をなくして、より具体的な形でやっていこうという昨年の反省でしたので、だいぶ整理されてきたと思います。

原田委員) やはり「教育委員会として、どこに問題意識を持っているか。その年度において優先課題としてやらなければいけないものはなにか。」このあたりに尽きると思います。そういう中で、先ほど委員長、教育長がおっしゃったように従来よりすっきりしてきたと感じます。

具体的なことをお聞きしますが、学校教育の部分におきまして、幼稚園教育で、現在様々な検討がなされていると思いますが、その中で幼稚園教育の2番目に「あずかり保育、保育時間について検討する。子育て専門機関としての役割を推進します」と。確かにここに記載されていることを単純に読めば、幼稚園教育というのは、文科省の指針に沿った書き方だろうと思います。しかし、現在、保育について各署でいろいろな議論がなされているわけです。学童保育の運営、保育園、幼稚園をどう運営していくのか。その中で学校教育課が子育て専門機関として記載するのは、いかななものかと私は思っています。幼稚園と保育園の違いは何なのか。果たして幼稚園が子育て専門機関なのか。前段にあずかり保育、保育時間等について検討するとなっていますので、ここで書かれている文言は、まさに保育のことを書いているような捉え方ができるわけです。それでは幼稚園教育とは何かということを知りたい部分もあります。いわゆる学校教育の部分ですから、学習指導要領とかに基づいて規則に則って運営していくのが幼稚園ではないでしょうか。5歳児の目標をどこにおくのか。4歳児においてはどこにおくのか。これが学校教育でやるべきことではないでしょうか。ここで言っている「あずかり保育、保育時間等について検討し、子育て専門機関」というのは、保育園でやるべき事柄ではないかと思います。幼稚園における運営方式とか幼保、学童保育まで含めて問題がありますから、総合的に検討して幼稚園教育ではこういうことをやります。保育園はこういうことをやります。学童保育はこの施設を使ってこのようにやります。それがすべて同じ場所であってもいいわけです。逆に言えば、幼保一元化というような言葉になるかも知れませんが、その中で運営形態を変えればいい。今、町で行政改革を取り組んでいます。すべてが満足されるような方向性が作れる場合があるかも知れません。ですからこのあたりを平成18年度にそういったいろいろな問題を検討して、幼稚園の将来的課題と一体となって検討していく年であると思いますがいかがでしょうか。

学校教育課長) 幼稚園教育に子育て専門機関という部分があるかは園長がお話しされるとは思います。今、私がこの文章を原田委員のようなことを考えてい

くと、要するに委員のおっしゃっていることは、保育の部分であると。幼稚園でなぜやるのかというひとつの考えであります。子育て機関が要領に載っている、載っていないはともかく幼稚園が子育て専門機関のひとつであると私は考えておりますので、要するに子育て専門機関のひとつである幼稚園が、こういうことについて検討していく必要が出てきているのが現状であると考えています。

内谷主幹) 保育園には、保育園指導指針がございまして、幼稚園は教育要領で、幼稚園は最初の学校であるという位置づけで学校教育の始まりというふうに捉えておりました。ただ、教育要領のほうも近年、柔軟化と言いますか、変わってきておりました。あずかり保育等についても柔軟な対応をするよというような記載が含まれるようになりまして、特に保育園と幼稚園との境界がやや薄らいできている傾向ではないかと思えます。また、保護者を支援していくという意味も果さなければならない役割も担っていくよという気がします。もちろんケアの部分で保育園では、乳児からおりますので、人的にも手厚くされている面もあるかと思えます。幼稚園のほうは、ある程度定員が決まっております、担任が一つのクラスをまとめるという形で小学校につなげていくというよという役割が大きいわけですから。これからは、原田委員のおっしゃったことは、大変大きな課題と認識しておりますが、大磯町としてどのような子育て、あるいは幼稚園教育を行っていくかということ、独自性を発揮してよよしいのではないかと思えますので、ぜひこの町ならではの教育環境を幼児期から作っていくということを考えていただけたらと思っております。

教育長) 平成17年度は、統廃合を中心に幼稚園教育改革検討委員会を6回やって、来年も委員の公募も含めてさらにそういった問題を進めていこうと思えます。そのへんは、やはり保護者、地域、園、それから我々行政が一体となってどれが一番いいのか。大磯町にとって子育てにとって一番いいことは何か、ということを追求して必要があると思えます。その追求は、いろいろな話し合いを積み重ねていくなかで、合意形成を図っていくのが一番定着するよという判断があるわけですから。そういう点で園長がそう言うてくださるのは、大変ありがたいと思えます。今後ともこの問題については、保育園と幼稚園との関係、あるいは幼稚園がどうあるべきなのか。最終的には、子育てをどうやってもっていくかという形の取り組みの問題として扱っていきたいと思えます。

原田委員) このような質問をさせていただいているのは、以前に月京幼稚園訪問を行いまして、その中で幼稚園の先生からお聞きした話で対象の園児は3歳から5歳まで幼稚園と保育園とは何ら差がない。それに保育園においては、時計の見方とかを教えられている。そこには、長時間、保育士の方々と一緒にいるから、そういうのも生活の一環として考えるよという側面があるかも知れませんが、幼稚園としてやっていることはほとんど同じように受け止めた部分もあります。ですから幼稚園が子育て専門機関というよ確かに幼稚園は、子育ての機関のひとつの形態ではありますよ、それを目標にした専門機関ではないだろうと考えてのことです。いろいろな規則や要

領で、こういう表現をされているということで、書かれていることはどうなのか。幼稚園としての役割は、この子育て専門機関ということで全部を表現していることはどうなのかということです。

委員長) 原田委員の印象としては、子育て専門機関という言葉を入れますと、幼稚園だけがそうであるということですね。

原田委員) そうではなくその逆で、保育園であるということです。あずかり保育とも関連しますが、幼稚園教育というのは、ひとつのカリキュラムというか、そういうものに則って年間目標を持って教育するものです。これがあって、学校教育の一環としての幼稚園教育ではないかと考えます。

教育長) そりとおりで。そういうのが子育ての機関ではないでしょうか。たとえば集団で一緒にやれる環境を作っていく目標があるとすれば、そういうふうに住居を育ていく集団が子育て機関だと思います。子育て専門機関の表現を変えても構いませんが、子育て専門機関という子育ての中のひとつの分野であることは間違いのないと思います。

原田委員) 子育て専門機関の形態というやり方としては、多様なものがあるわけで、そのうちのひとつの役割を幼稚園にも担っているということではないのでしょうか。

教育長) 子育てという大きな枠の中で幼稚園という機関があるという認識です。その中にカリキュラムに基づいて、3歳児の目標はこうですという形での一定の遊びを通じた集団生活というものを目標としたひとつの機関であってもいいと思います。主に生活中心にして保護者が働いているから預かっている機関があってもいい。それが一緒になっても私は構わないと思います。今、我々が要求されているのは、幼稚園が福祉的な要素、保育園自身が幼稚園的要素ということでオーバーラップするのが出てきたという認識が強くあります。そういう点で幼稚園にしても保育園にしても子育て専門機関のひとつだと考えても矛盾はないと思います。

原田委員) とともに子育て機関として、それぞれの形態を担った部分ではありますが、重複している部分がかかなり多いのもそのとおりです。しかし、その重複した部分を取り除いたものを考えると、やはり幼稚園教育というのは、教育主眼の機関であり、保育園というのは、福祉的要素を強く持ったのが保育園だということに受け止めているわけです。

学校教育課長) この部分は、検討してみたいと思います。中身としては、幼稚園としての役割を推進したいということです。私たちの幼稚園教育は、幼稚園としての役割を推進するということです。原田委員のおっしゃったのは、幼稚園教育の専門機関とか、そういう部分を強調してほしいという部分もあると思いますので検討させてください。

原田委員) 我々が検討するのは、教育委員会の場で検討するわけで、町民福祉部の検討ではありませんので、その違いをよくご理解いただきたいと思います。

内谷主幹) 文科省の前提として幼稚園は、教育機関であるということがあって、さらに、今はあずかり保育であるとか子育て支援も要求されていると私は理解していますが、その形態とあり方については、大きな問題であると思いますので十分検討し、ご意見をいただきたいと思います。

- 委員長) ここだけ読みますと、今までやっていなかったあずかり保育、保育時間の延長とかを重点にするような書き方になっていますが、全く第三者から見ますとこれは今までやっていなかったことを追加として、新たに取り組みたいと。そこが本体のうえに追加する部分であることが見えてこない。客観的に見て誤解を生じやすいと思います。それと大磯町にとっては、幼稚園は重要課題ですから、今までにない議論になりますが、先ほど園長、課長、教育長も大磯町の幼児教育に積極的に取り組んでいきたいということをおっしゃって、そのとおりですので頑張っていたかと思いたいと思いますが、その意欲が2、3の特に3番にそれが感じられません。重要な課題のはずが、ここには将来的課題について検討しますと大きく言っているのかも知れませんが、実際に持っている意欲が感じられないと思います。
- 教育長) あくまでも18年度の重要施策ですから、将来的にというのは、17年度の段階で平成20年度まで小磯幼稚園を存続するという方向性を出しましたから、18年度を越えて数年先まである程度検討しますので、これを何年度までということが書きにくい部分もあります。将来的課題という形で表現させていただいています。具体的な形では、幼稚園教育改革検討委員会で18年度も開催していくことが第3番目に重点施策としています。その中で2番目として預かり保育や保育時間についても課題を検討していくわけです。幼稚園教育を前提としたうえで2番目の様々な問題があり、統廃合、民営化も含めた経営形態についても地域、保護者とも話し合いをしていくという形です。18年度は1番目のほうがカリキュラムのことですので、ある意味では2、3番のところ幼稚園の課題を出しているところです。
- 委員長) 経営課題とおっしゃいましたが、そういう言葉が入ってくるとわかりやすいと思います。ここだけですと、幼稚園に限定されたふうに読めます。保育を含めた大磯の幼稚園教育全般の検討を。
- 教育長) そうなると、福祉的要素が入ってくると保育園のことまで我々がタッチするとなると分野が違ってきます。
- 委員長) 言葉を入れられない代わりに経営課題の中には、幼稚園経営ということが含まれるかと思えます。単にここに書いてあることだけを見ますと、幼稚園を減らすことだけを検討することにとられても仕方がないように思えます。せっかく意欲を持って取り組まなければならない課題として共通認識されている中に、少し力強さが足りないように思います。
- 学校教育課長) 委員長の言われることはわかりますが、具体的には、たとえば東は21年の統廃合に向けて課題解決をすとか、西はこのようにと言いたいところですが、そのことを出しますといろいろと問題が出てきますので、大づかみで書かせていただいています。
- 原田委員) 将来的課題は、そういうことを念頭においた話であるとする、18年度は特に念頭においてどうやるのかということに書かれている保護者、地域住民とともに検討を推進しますということが、平成18年度にやることだろうとしたら、もっとわかりやすく当該年度においてさらに保護者、地域住民とともに検討を推進しますとかにしたほうがいいと思います。表

現の仕方は、いろいろですので、それをまた読んだ人が書いた人の意図とその意図をもって読んでくれるかどうかは別のところですので、それは読む人にとってわかりやすいことが必要だと思います。

教育長) あまり明確な形で何年度に何をとやってしまうと、検討するにしてもかなり意見を入れることができません。柔軟ないろいろな案が出てくる時点で方向が若干、変わる可能性も持っているということが検討です。したがって、ある程度含みを持たせる部分を持っていかないといろいろな方々の意見を反映させることができなくなってしまう可能性があります。やはり検討というのは、いろいろな意見が次々に出てきますから、そういったものをまとめあげるには、ある程度柔軟性を持たせた表現が必要だと思います。

委員長) そのとおりだと思います。そういうことがわかる書き方のほうがいいと思います。

それでは、その他、幼稚園以外のところはいかがでしょうか。

原田委員) 小学校、中学校、学校教育の部分で各学校において、T Tや少人数授業と書いてありますが、T Tというのは何ですか。

学校教育課長) ティームティーチングと言って、2人の先生が入って授業を展開するということです。やり方については、いろいろとありますが、たとえばかけあいでやれるような授業をやっている場合もありますし、片方が主となって、もう片方が副になってやっている場合もありますので、それぞれの教科、内容によって変えています。普通は1人の先生が教えるというのが学習ですが、もう1人の先生が加わることで2人でやっていくことと理解していただければと思います。少人数は、それをそれぞれ別々に教えることで子供の数が少なくなりますが、空いている教室がいくつも必要になってきます。2つにその違いがあります。これによって、教員がついてくるもので、その後書いてある指導法の改善が進められるということになってございます。

委員長) T T、少人数指導というのは、やることによって効果が見られているということですか。

学校教育課長) そう考えていいと思います。

教育長) 今、子供たちは、我々の世代のような1クラス55人が1人の先生で、まさに一方的に教え込む時代ではなく、思考力を作り、一人ひとりに対応できる教育のシステムに変わりつつありますので、こういうT Tとか少人数指導というのは、新しい日本の教育を作っていくものだと思います。

委員長) 教育研究所は、規模は小さいですが、だんだん重要性が増してくると思います。一番の役割は、研究所の体制と機能の強化がこの1番にあたると思います。文章的には、機能的なことが書かれてありますので、体制を整えるということも加えてほしいと思います。2番は、教職員の研修ですから今までどおりで今後も強化してほしいと思います。3番は、まとめることもできると思います。問題のある児童、生徒という言い方がいいかどうかわかりませんが、それへの対応についての能力や体制を強化するということが1つにしたほうが教育研究所がすっきりと見えてくると個人的に思

います。

生涯学習関係についても大分すっきりしてきましたが、細かいところですが、目標のところの3番の真ん中の行で参加・体験・交流をする機会と場を「交流できる機会と場」としたほうが良いと思います。重点施策の1番のところ、「住民の自主的な学習機会の場とし、活動することを支援するため」としたほうが良いと思います。また、1番の中には、2つのことが入っており、土地購入は、来年度大きなことですので、ここで切り、そしてその後のA E Dの設置は、別としたほうが良いと思いますので、考えてください。2番のおおいそ文化祭の開催や各種の前に「住民の」を入れたほうが良いと思います。

図書館については良いと思います。

郷土資料館は、年報を見るといろいろとわかりますが、なかなか一般住民からはどれだけの活動をしているかが見えないことと、行く人は決まった人が行く。情報や案内がないので行けないとか、少しそういう向きもあると思います。中で活動をしていることが、住民に伝わりにくい。そのへんを1番のところでは書いていますが、施設サービスということよりもソフト面のサービスの向上がより重要かと思えますし、地域住民にとって魅力ある、利用しやすいと言いますが、利用者の出入りが多くなるよう、特に遠くから来る人もいらっしゃるのに大磯の町民で行ったことのない人が多いと思いますので、「魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します」としたほうが良いと思います。

教育次長) 委員長のおっしゃった人数の関係ですが、通常の場合ですと、数で表現されますが、町の人口分入館者があればいいと。大磯町は32,000人の人口ですので、年間32,000人ぐらい来ていただければいいのですが、最近では30,000人を切っていますので、その原因はなにかを考えていく必要があると思います。ただ、人数が増えればいいというものではありませんが、目安としては、人口分としてみただければと思います。

郷土資料館長) 2月に吉田邸の見学会がありまして、一部コーナーを設けて展示の紹介をしましたが、少しがっかりしたような意見も出ました。あれだけのスペースで有効利用するのは、難しかったと思いますが、その中で大磯小学校とか国府中学校に吉田氏が寄贈したものがあつたということで、そのへんを4月にまた公開を予定されており、それに併せて周知したいと思います。

委員長) 教育委員会の管轄している中でも学校、それ以外でも生涯学習といったときにすべてが含まれるので、せつかくこのくらいの規模の町でしたら学校で持っているものは知らないということではなく、やはり相互利用、図書館はもちろん生涯学習館の活用も含めて、その他町の施設をお金がないなかでも持っているものをフルに活用していくことも日頃の情報交換、コミュニケーションがあるかないかに関わってきます。

教育長) それが電子美術館や電子植物園です。電子美術館は、現在までITクラブと一緒にやり、図書館にある絵画とか郷土資料館の地下に所蔵されているものとかを公開していく。ただ、現実には頻繁に見せるまでにはいかな

い。場所を書いてしまうと盗まれる恐れもあります。あまり期待されると大磯町だけで持っている著作権の関係もありますから、他のところから貸してもらってくると時間と手間、場合によっては予算も必要となります。大磯町だけで提供できるものは、かなり限定されるということを理解していただきたいと思います。ただし、郷土資料館のもの、図書館のものをできるだけ町民の皆様に公開する。また、活動の成果を公開することも必要だと思いますので、ガイドブックを作るとか、あるいはネット上に載せて写真だけでも見ていただいて、こういうものを大磯町にあるということを公開していく作業をやってきたつもりです。

委員長) なかなかそういう活動が知られていない。それは町民に意欲がないからと言われるかも知れませんが、何かまだやっていることが理解されていない。ネット上で家で見られるということですが、それが現場で見られる、資料館で現物も含めこういうものがあるなどネットで見られるといいと思います。

教育長) それを現実にするには、美術品でいうと、やはり美術館がないとだめです。専門の学芸員がいないと。今、図書館、郷土資料館にある絵画は、図書館の場合は司書が絵画を扱っています。それから郷土資料館の場合は考古、民俗を担当している者が絵画を預かっています。そういうものを頻りに町民に見せたり、供給したりするには、美術の専門施設や専門の学芸員が必要です。大磯の今の財政的な面を考えたときに施設でやるとか、人員を増やすことは考えられない。現状のなかでいかにベストを尽くすか、それが周知徹底していないと言われれば我々の反省点だと思いますが、我々の努力の範囲内でできることをまずやるのが先だと思っています。

委員長) 今、私が言ったのは、郷土資料館に行って、その郷土資料館のネット上での美術館が見られるのを展示してほしいということです。ネット上でも見られると言ってもらえると、そういうものがあると初めてわかります。タッチしたことがない方がタッチできる場所を作ってほしい。それが利用の増えることのひとつになると思います。

原田委員) 図書館の基本方針の重点施策で、2番目の高齢者等へのサービスとして65歳以上の一人暮らしのお年寄りに本の宅配サービスを引き続き実施しますとありますが、前年度の利用件数はどのくらいありましたか。

町史担当参事) おおむね10名前後です。

原田委員) その方式は、図書館から宅配でお送りして、宅配で送り戻していただくものですか。

町史担当参事) 宅配でなく、本人の自宅まで届けています。福祉の部分もありましていろいろなお話もしています。

原田委員) やはり教育委員会でやっていることですから、できるだけ多くの人に利用してほしいということがありますね。

町史担当参事) 図書館に来られないということが前提にありまして、本が読めるという条件で申請になるわけですから、図書館としては来られなくなったときにこのようなことを利用していただくことをPRしています。

委員長) それでは、協議を終了したいと思います。いろいろなご意見をいただき

ましたが、これらの意見を踏まえまして、事務局として再度検討していただきたいと思っております。

## 報告事項第1号 大磯町立の幼稚園及び中学校の耐震診断結果について

学校教育課長) 大磯町立幼稚園・中学校耐震診断について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。今回耐震診断を行いましたのは、今までに耐震診断がされていませんでした幼稚園4園と大磯中学校体育館、国府中学校B棟でございます。平成17年10月3日から平成18年1月31日で行いました。委託業者は横浜市にあります株式会社 相和技術研究所 神奈川事務所でございます。7社の指名競争入札を行い、幼稚園は382万2千円、中学校は247万8千円で落札してございます。これにより、町立学校、幼稚園施設の耐震診断はすべて終了いたしました。

耐震診断の結果につきましては、資料の2ページをご覧ください。I s値という耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標で表されております。I s値0.3未満は地震の震動及び衝撃に対し倒壊または崩壊する危険性が高い。0.3以上0.6未満は危険性がある。0.6以上は危険性が低いとなっております。教育委員会といたしましては、I s値0.3未満は取り壊して新築する。I s値0.3以上で0.6の1.25倍0.75未満は耐震補強という考えでおります。資料の3ページをご覧ください。国府幼稚園の管理棟の東西方向が0.63となっております。後は0.75以上となっております。資料の4ページをご覧ください。大磯中学校の体育館は建設上2階構造となっております。梁間(はりま)方向と桁行(けたゆき)方向となっております。1階部分のI s値、南北方向が0.33、東西方向が0.45、中央の南北が0.90、2階部分は東西方向1.81でした。国府中学校B棟の1階東西方向が0.60、南北方向は1.23、2階は東西方向が0.78、南北方向は1.36、3階は東西方向が1.06、南北方向は1.81でした。ただ、I s値の算定に当たりましては、建物の様々な部分で算定したI s値のうち最も低い値をもってその建物全体の診断結果としております。特に体育館のように構造的に空間が多く、屋根を構成する部材が小さい建物では、部分的に非常に低いI s値となります。I s値が低くなればなるほど被害を受ける可能性は高くなるものの、非常に低い値でも直ちに倒壊することを意味するわけではありません。平成7年の阪神・淡路大地震や平成16年の中越地震においても昭和40年代に建設され、I s値が0.3を下回っていたと考えられる体育館でも、損傷は受けましたが倒壊という事例は報告されております。

大磯中学校の体育館の耐震補強は設計だけで、第三者機関の判定が必要となりますので、18年度末までかかることが考えられます。また、耐震補強工事でも平成19年度予算で6月から10月にかけて行う予定です。

第4次総合計画により総工事費が予定されておりますので、耐震補強の予算の額により、改修部分も決まっておりますが、工期としては大きな変化はないと考えております。今後、完成までの1年半は、安全に十分配慮して使用していく方向で検討委員会の中で話し合っ進めたいと考えております。すでに保護者・生徒に対し、体育館の耐震診断結果について通知をし、PTA本部役員には、ご説明を行い2月27日にはPTA総会後に全体に説明会を行う予定になっております。もちろん現在も、使用については安全に十分配慮していただくようお願いしております。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 技術的な質問ですが、大磯幼稚園の例ですが、4つの辺の中の各Is値は近い。小磯幼稚園などのように、1つの建物として見て大きい数値のところと小さい数値が入り混じっているよりも多少低い数値でも同じくらいの数値のほうが安定感があるように感じますがどうでしょうか。

学校教育課長) Is値が目安となり、そのような指標になってはいますが、今、このような数値がいろいろなところで出てはいますが、q値と言いますか、それとは違って文科省もIs値を使っていますので、今、ご指摘の幼稚園の場合は、図の中を見ていただくと切れ目になってはいますが、ひとつひとつの棟で独立しておりますので、ある程度高い数値が出やすい。ただ、2階になってはいますと、どうしても下は数値が低くなってきます。ただ、それが混在していることにより、ある程度低くても平均的なほうが強いということの判断は聞いておりません。

教育長) 今、新聞等で報道されている耐震の数値については、いろいろな数値がありますが、我々のIs値というのは、文科省が全国の学校、体育館等に関する統一基準で、Is値の採用という形で全国の学校関係では、すべてIs値で統一しています。それが0.75以上あればよいということです。従いまして、倒壊する可能性が少ない数値で文科省が基準としている数値です。

委員長) 学校関係以外の郷土資料館、生涯学習館は新しいと思いますが、大丈夫でしょうか。

教育次長) 郷土資料館は、昭和56年以後の建築ですので基準はクリアしています。

委員長) 学校関係は、診断はすべて終了し、問題と考えられた大磯中体育館は予測どおり補強が必要ということがはっきりとし、後は今年度と来年度の予算で実施していくこととなります。

学校教育課長) もちろん、国府中学校のB棟と国府幼稚園についてもその次の年度以降に実施していくという方向で考えております。

委員長) その方向でよろしく申し上げます。

## その他

学校教育課長) 2月7日火曜日、福祉文教常任委員会が行われ、町立大磯、小磯幼稚園の統廃合に反対し、現状維持を求める陳情につきまして継続審議が行われました。

昨年12月6日火曜日の福祉文教常任委員会におきまして、本陳情につきましては継続審議となりましたが、それ以後の幼稚園統廃合に関する検討状況につきまして申し上げます。まず、国府地区と月京地区でワークショップを開催したことや第5回幼稚園教育改革検討委員会を実施し、主に来年度の検討委員会の持ち方について協議したことなどをご報告いたしました。また、今後考えられる幼稚園の経営形態としては、統廃合に加えて民営化の方向性も選択肢の一つとして位置づけ、研究・検討をしていく予定だということなどの方針をお伝えいたしました。なお、平成18年度の入園応募状況は、多少の人数の変動はあろうかと思いますが、クラス数に変化はないと思われしますので、現在、教員配置等の準備を進めていると申し上げます。このあと審議が行われ、町民の負担が増えるのではないか。幼児教育の質や環境が保たれなくなるのではないか。保育のあり方を検討すべきではないか。小磯の民営化を検討すべきではないか。利便性も考え町民との合意形成が必要ではないか。などのご意見がありました。最終的に採択をした結果、採択1名、趣旨採択4名で趣旨採択となりました。以上でございます。

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、第12回については、3月22日水曜日、時間は9時30分、場所は庁舎4階第1会議室で行います。平成18年度の第1回につきましては、4月26日水曜日、9時30分、場所は同じく庁舎の4階第1会議室で開催する予定でございます。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 18 年 3 月 22 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_